

議案第 56 号

京田辺市公共下水道条例の一部改正について

京田辺市公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 1 月 28 日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、下水道法施行令が一部改正されたことに伴い、除害施設の設置に係る水質の基準の項目名について改める必要があることから、本条例について所要の改正を行うため提案するものである。

京田辺市条例第　　号

京田辺市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市公共下水道条例（昭和60年京田辺市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項の表第1号ただし書を次のように改める。

ただし、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例（昭和50年京都府条例第33号）により、下水道法施行令第9条の4第1項各号に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合においては、その排水基準を当該物質に係る水質の基準とする。

第11条第1項の表第11号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附　則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 京田辺市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由																
<p>(除害施設の設置)</p> <p>第11条 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例（昭和50年京都府条例第33号）により、下水道法施行令第9条の4第1項各号に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合においては、その排水基準を当該物質に係る水質の基準とする。</td><td>それぞれ当該各号に定める数値。ただし各号に掲げる物質</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(1) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。）</td><td>当該排水基準に係る数値とする。</td></tr> </tbody> </table>	区分	基準	(1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例（昭和50年京都府条例第33号）により、下水道法施行令第9条の4第1項各号に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合においては、その排水基準を当該物質に係る水質の基準とする。	それぞれ当該各号に定める数値。ただし各号に掲げる物質	(略)	(略)	(1) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。）	当該排水基準に係る数値とする。	<p>(除害施設の設置)</p> <p>第11条 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項、同条第3項に規定する場合においては各号に掲げる物質</td><td>それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同項に規定する基準に係る数値とする。</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(1) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたものの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）</td><td>当該排水基準に係る数値とする。</td></tr> </tbody> </table>	区分	基準	(1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項、同条第3項に規定する場合においては各号に掲げる物質	それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同項に規定する基準に係る数値とする。	(略)	(略)	(1) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたものの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）	当該排水基準に係る数値とする。	文言整理
区分	基準																	
(1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例（昭和50年京都府条例第33号）により、下水道法施行令第9条の4第1項各号に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合においては、その排水基準を当該物質に係る水質の基準とする。	それぞれ当該各号に定める数値。ただし各号に掲げる物質																	
(略)	(略)																	
(1) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。）	当該排水基準に係る数値とする。																	
区分	基準																	
(1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項、同条第3項に規定する場合においては各号に掲げる物質	それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同項に規定する基準に係る数値とする。																	
(略)	(略)																	
(1) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたものの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）	当該排水基準に係る数値とする。																	
2 (略)	2 (略)	水質の基準の項目名の変更																